

5月は「消費者月間」です

○2025年度「消費者月間」統一テーマ○

明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費

～どのグリーンにする？～

私たちは地球温暖化による気候変動の影響をひしひしと感じています。地球温暖化の責任はほぼ全面的に我々人類にあると言われており、私たちの日々の行動を見直していくことが不可欠となっています。人類の行動の一つである消費行動においても、これは例外ではありません。

かけがえのない地球を守り、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくためには、私たち消費者が、自身の消費行動は地球環境の持続可能性に影響を及ぼし得ることを自覚した上で、地球環境に配慮した消費行動を選択していくことが求められています。

どんな消費行動が地球環境にとって良い行動なのか、ご自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、話し合ったりする機会を作ってみませんか。そして、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動をみんなで始めてみませんか。（消費者庁より引用 趣旨抜粋）



「消費生活パネル展」

登米市消費生活相談窓口では、消費者月間の取り組みとして、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンターとの共催で、「消費生活パネル展」を行います。

期日 令和7年5月27日（火）～6月2日（月）

場所 イオンタウン佐沼

※また登米市役所南方庁舎1階においても消費生活に関するパネル展示を行っておりますので、ご覧ください。

<消費者月間とは>

「消費者保護基本法」（現在は「消費者基本法」）が昭和43年5月に制定されたことから、その施行20年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を行っています。